



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

株式会社三菱ケミカルホールディングス  
本店所在地 東京都港区芝五丁目 33 番 8 号  
代表者名 代表取締役社長 富澤 龍一  
(コード番号 4188)

問合わせ先 広報・IR 室長 中山 哲也  
TEL 03(6414)4870

## 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる件

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会におきまして、当社の取締役及び執行役員（以下、取締役及び執行役員を総称して「役員等」といい、退任する役員等を含みます。）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることに関する議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 1 回定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を割り当てる理由

当社は、当社の役員等に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額を 1 円とし、権利を行使することができる期間を役員等の退任後とする株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てる制度を導入することにより、役員等の報酬を会社業績や株主価値との連動性をより高めたものにする事といたしました。

#### (1) 会社業績への貢献度等に応じた報酬制度の導入

当社は、昨年 10 月 3 日、株式移転の方法により、三菱化学株式会社及び三菱ウェルファーマ株式会社（以下、それぞれ「三菱化学」、「三菱ウェルファーマ」といいます。）の共同持株会社として設立されました。設立後当面の間、当社の役員等の月額報酬につきましては、当社の役員等が子会社である三菱化学及び三菱ウェルファーマの役員等を兼任していることから、兼任子会社の月額報酬をベースとして、当社及びこれらの子会社が当該役員等の業務執行の状況、貢献度等に応じて報酬をそれぞれ支払うこととし、この間に、持株会社である当社の役員等に相応しい報酬制度を導入すべく検討を行ってまいりました。

その結果、当社の役員等の報酬制度につきましては、新たに定める基準に基づく月額報酬と、各事業年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の会社業績及び当社における当該役員等の業務執行の状況、貢献度等を勘案し、当該事業年度終了後に新株予約権として支給することを内容とする報酬（以下「業績報酬」といいます。）とからなる制度とし、退職慰労金制度については導入しないことといたしました。

なお、新株予約権の割当て対象者及び割当て数につきましては、当社における業務執行の状況、貢献度等を勘案の上、取締役会において決定することといたします。

## (2) 株主価値と連動した業績報酬の実現

業績報酬は現金ではなく、当社の株式を支給する場合と同等の効果を有する新株予約権を付与することになりますので、役員等は株価上昇によるメリットも、株価下落による損失も、株主の皆様と共有する立場となることから、より会社業績や中長期的かつ持続的な企業価値の向上を役員等に促すインセンティブとなるものと考えております。

## 2. 新株予約権の割当てに関する定時株主総会議案について

### (1) 当社の取締役に対し、業績報酬として支給する新株予約権について

「会社法」(平成17年法律第86号)施行により、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権は取締役の報酬等の一部として位置付けられ、報酬等のうち、額が確定しているものかつ非金銭報酬に該当することから、当社第1回定時株主総会におきまして、「取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件」としてご提案させていただく予定です。

なお、議案の内容は、別紙1の通りであります。

### (2) 当社の執行役員並びに当社を退任する取締役及び執行役員に対し、業績報酬として支給する新株予約権について

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、「当社の執行役員等に対して株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」としてご提案させていただく予定です。

なお、議案の内容は、別紙2の通りであります。

## 3. 子会社における報酬制度について

### (1) 当社の子会社である三菱化学は、昨年、役員等に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる制度(役員報酬及び退職慰労金の一部を減額し、当該減額相当額を基本原資として業績報酬を支給する制度)を導入いたしました。当社設立に伴い、当社の完全子会社となりましたことから、三菱化学の新株予約権を用いた報酬制度を維持することは困難となりました。このため、三菱化学は、制度の見直しを行うべく検討を行ってまいりましたが、今般、三菱化学の役員等に対する業績報酬として、当社が取締役会決議に基づき三菱化学に対して新株予約権を公正価額で有償発行し、これを三菱化学がその役員等に対して無償で付与する制度として再設計することといたしました。三菱化学は、平成18年6月下旬開催予定の同社定時株主総会に取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定に関する議案を提案するとともに、退職慰労金制度を廃止することとし、これに係る議案を併せて同総会に提案する予定であります。

( 2 ) なお、三菱ウェルファーマにつきましては、今後のアライアンスの円滑な実施を最優先課題とすることから、医薬業界の一般的な体系及び水準にある三菱ウェルファーマの取締役及び執行役員の報酬制度については、当面現行のまま維持することとし、当社新株予約権を用いた報酬制度を導入しないことといたします。

( 注 ) 上記 2 . ( 1 ) 及び ( 2 ) については、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 1 回定時株主総会において、それぞれ「取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件」及び「当社の執行役員等に対して株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上

## 取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件

## 1. 提案の理由

当社は、取締役について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落による損失までも株主の皆様と共有し、より会社業績や中長期的な企業価値の向上を促すインセンティブとすることを目的として、各事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の会社業績及び当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等を勘案し、株式報酬型ストックオプション（以下「ストックオプション」といいます。）として新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とする新株予約権）を割り当てることといたしたいと存じます。

「会社法」（平成17年法律第86号）施行により、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部として位置付けられ、報酬等のうち、額が確定しているものかつ非金銭報酬に該当することから、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

## 2. 提案の内容

当社の取締役の報酬等の総額は、三菱化学㈱及び三菱ウェルファーマ㈱が株式移転による当社設立をそれぞれ決議した平成17年6月28日開催の第11回定時株主総会及び同月29日開催の第4回定時株主総会において、月額30百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額（新株予約権割当て時の新株予約権1個当りの公正価額に、割当て総数を乗じて得られた額に相当する額）を、年額80百万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。

この報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人としての職務に対して支払いを行った給与相当額は含まないものといたします。

当社の取締役の員数は、当社第1回定時株主総会において取締役選任に関する議案が可決されますと8名となりますが、ストックオプションとして発行する新株予約権の割当て対象者は、当社における業務執行の状況、貢献度等を勘案の上、取締役会において決定することといたします。

なお、当社は、退職慰労金制度を導入しておりません。

当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は、次の内容といたしたく存じます。

## (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

## 新株予約権の総数

1,600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新

株予約権の数の上限といたします。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 80,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限といたします。

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は 50 株とします。

本株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合等、株式数の調整を行うことが適切である場合は、当社が必要と認める調整を行うものといたします。

（ 2 ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

（ 3 ）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 20 年以内とします。

（ 4 ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（ 5 ）その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（ 3 ）の期間内において、原則として当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

当社の執行役員等に対して株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

「会社法」(平成17年法律第86号)第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員並びに当社を退任する取締役及び執行役員(以下、総称して「執行役員等」といいます。)に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の執行役員等について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落による損失までも株主の皆様と共有し、より会社業績や中長期的な企業価値の向上を促すインセンティブとすることを目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当社は、取締役と同様、執行役員に対しても退職慰労金制度を導入しておりません。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権700個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式35,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得られた数を上限といたします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものといたします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容  
新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株といたします。

但し、本株主総会における決議の日(以下「決議日」といいます。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することといたします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月28日から平成39年6月27日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行することといたします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ることといたします。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定します。

二．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、八．に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定します。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要することといたします。

チ．その他の新株予約権の行使の条件

下記(4)に準じて決定します。

(4) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(3) の期間内において、原則として当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の権利の行使の条件については、当社取締役会において決定することといたします。

以 上

ご参考

当社の子会社である三菱化学(株)は、昨年、取締役及び執行役員(以下、総称して「役員等」といい、退任する役員等を含みます。)に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる制度(役員報酬及び退職慰労金の一部を減額し、当該減額相当額を基本原資として業績報酬を支給する制度)を導入いたしました。当社設立に伴い、当社の完全子会社となりましたことから、三菱化学(株)の新株予約権を用いた報酬制度を維持することは困難となりました。このため、三菱化学(株)は、制度の見直しを行うべく検討を行ってまいりましたが、今般、役員等に対する業績報酬として、当社が取締役会決議に基づき三菱化学(株)に対して新株予約権を公正価額で有償発行し、これを三菱化学(株)がその役員等に対して無償で付与する制度として再設計することといたしました。三菱化学(株)は、これに伴い、退職慰労金制度を廃止する予定であります。